

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
1	意見	ACPとは何？ 1. 英語表示をキチンと示すこと。 2. 各委員の理解度は、バラバラのはず。	P7
	回答	ACPとは、Advance Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング）／人生会議のことです。これは自らが希望する医療や介護を受けるために、自身が大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療や介護を望むかを、自分自身で前もって考え、家族や医療介護関係者などと話し合い、共有する仕組みです。市民向けには、用語解説を行っています。	
2	意見	1. (3)介護予防や健康づくりへの支援；F項の自己評価が△、とあるが、E項で、十分実績があるように見えるが△は、意味が不明。	P15
	回答	実績として向上している項目も一部ありますが、全体としては目標値を下回る項目が多い状況にあることから、達成評価は△としています。	
3	意見	2. (1)見守り体制の構築で；F項の自己評価が○、とあるが、根拠が理解できない。	P17
	回答	数値目標は設定していませんが、民生委員・児童委員の協力のもと行った高齢者実態調査や、民間事業者との見守り協定、見守りサービス等を継続して実施していることから、概ね計画どおりに進捗していると判断しています。	
4	意見	市役所と、加古川社協との役割分担、協働は、当然実施されていると考えるが、進捗状況調査表からは、みえてこない。	全般
	回答	地域福祉の推進にあたっては、市と社会福祉協議会がそれぞれの役割を担いながら連携・協働して取り組むことが重要であると認識し、実施しています。進捗状況調査表においては、各施策の実施状況を中心に整理しているため、市と社会福祉協議会との連携や役割分担の状況が伝わりにくい部分があったものと考えます。今後は、施策の実施主体や連携状況についても分かりやすくお示しできるよう努めていきます。	
5	意見	介護施設では、介護補助業務として掃除や片付け、シーツ交換など高齢者や障害者を活用している場合があり、募集しても中々見つからないことがある。元気な高齢者が活躍できる場として、介護施設とのマッチングなどに取り組んでみてはどうか。イメージ「ひょうごケアアシスタント」の加古川版。	P12
	回答	ご提案のとおり、介護施設における補助業務を担う人材の確保は課題の一つとなっています。元気な高齢者がこうした業務を担うことは、介護職員の負担軽減に加え、高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防にもつながり、多様な担い手の確保の観点からも有効な取組であると認識しています。本市においては、令和6年9月より「介護支援ボランティアポイント事業」を実施しており、介護施設で高齢者等が行うボランティア活動に対し、ウェルビーポイントを付与しています。今後も元気な高齢者が活躍できる仕組みについて、検討していきます。	
6	意見	ケアプランチェックにおいて、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームなどで、画一的に必要な以上の訪問介護サービス提供を行っている事業所を見たことがあるが、適正な保険給付の観点から、本人の状態に応じたサービス利用ができていないかの点検を集中的に行う必要があるのではないか。	P25
	回答	サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームに絞ったケアプラン点検は行っておりませんが、ケアプラン力の向上を目的とし、事業所に偏りが無いように点検を実施しておりますので、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームのケアプランを作成する事業者も対象となります。また、縦覧点検にて支給限度額に対して訪問介護の利用割合が多い対象者のサービス提供者に対し、利用状況の確認を行っております。	
7	意見	高齢者が暮らしやすいようにと、さまざまな事業やサービスが用意されていますが、それを「知って」いないことには「利用」することもできません。広報誌、ホームページ、各種リーフレットなどその都度情報提供されているとは思いますが、多くの場合、自分に関係がない（利益がない）ことに対しては無関心になりがちです。ワクチン接種や医療系の無料クーポンのように「〇才を迎えるあなたへ」「〇才から使える行政サービス一覧」など、対象を個人に限定した市からのお知らせを届けるような取り組みがあってもいいのではと思います。ACPの認知度については、私自身今回の資料で初めて知った言葉でしたので、高齢者ご本人よりも子どもや孫の世代にももっと広め、家族の問題として捉えられたらと思います。おひとり暮らしの方や家族が遠方、または疎遠になってしまっている場合は、地域や介護に関わる方々との連携が大事なのだということをより深く周知していけたらと思います。	P7
	回答	高齢者が安心して暮らしていくためには、必要な情報を適切に届ける仕組みが重要であると認識しています。本市においても、様々な情報発信を行っているところですが、ご意見のとおり、高齢者施策に限らず、直接関係があると認識されない場合、関心を喚起できず情報が届かないという課題があります。このため、「〇歳を迎える方へのお知らせ」や「年代別に利用可能な行政サービスの一覧」など、対象者にとって必要な情報を分かりやすく届ける手法については、今後の情報提供のあり方を検討する上で参考とさせていただきます。ACP（Advance Care Planning／人生会議）については、ご意見のとおり、多世代への普及啓発やおひとり暮らしの方等への地域における支援の充実が必要であると考えています。今後も、本人・家族・地域関係者が一体となって意思決定支援に取り組めるよう、周知方法の工夫と関係機関との連携強化を進めていきます。	

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
8	意見	移動サービスの支援は地域によってニーズに差があると思いますが、近隣市町が実施している高齢者対象のタクシー券の支給の検討は可能でしょうか。（現在はタクシー業界も高齢化かつ人手不足で居住地域によっては予約することも難しいと聞きますが。） 全高齢者への配布が難しいなら、通院時や入退院時の送迎のみなど、利用条件を限定する、あるいは事前配布ではなく事後申請で助成可能（1回〇円までなど上限を設ける）という方式でも本当に必要な方には助かると思います。 いざ介護が始まった場合、状況によっては介護タクシーを利用せざるを得ないこともあります（車椅子利用者で家族の介助があっても移乗が困難な場合など）。運転できる家族がいるならば、福祉車両の貸し出し事業の展開や、レンタカー会社でレンタルした場合にレンタル料金を一部助成するなどありがたいかもしれません。 以前は社会福祉協議会で福祉車両の利用ができていたところ、運転者の高齢化に伴い廃止されたと聞いています。また、「上荘くるりん号」についてもボランティアの方々の高齢化が課題とあります。昨今バスの事故のニュースが多く、有償化しても担い手は増えないかもしれませんが、継続の方向に向けた取り組みを望みます。愛知県の大府市では、福祉施設の送迎者の空き時間を活用した「買い物送迎サポート定期便」のように施設や商店と協働する取り組みもあります。介護士が送迎者（運転手）を兼ねている施設が多いでしょうし、高齢化・人手不足という点でもどこも条件的に厳しいとは思いますが、誰かに「買い物をしてもらう」「商品を届けてもらう」という支援も必要ですが、高齢者が「自分で買い物に出かけられる」環境を整えられたらもっと気持ちが元気になる、暮らしやすいのではと思います。	P22
	回答	ご意見のとおり、地域によって移動に関する課題やニーズは異なるものの、高齢者の移動手段の確保は重要な課題であると認識しております。 タクシー券支給については、地域による目的地までの距離の公平性やドライバー不足も課題となっていることから、近隣市町が実施している一律配付は本市に馴染まないと考えております。ご提案の内容も多くの方に喜ばれるものではありませんが、市が行う事業として考えた場合に、何かを利用する場合の料金に対して税金を投入することについては規律を持って、事業を継続できるか十分に検討する必要があります。そのため、タクシー券の支給に限らず、住民主体による送迎活動や民間事業者との連携など、地域の実情に応じた様々な移動支援のあり方について検討してまいります。 また、買い物支援についても、自ら店舗へ出向いて買い物をしたい方や、自宅までサービスを届けてほしい方など、多様なニーズがあることから、地域の実情や利用者の意向を把握しながら、高齢者の選択肢を広げる仕組みづくりについて検討してまいります。	
9	意見	7～8年前に所属団体で地域包括センターの方を講師に「認知症サポーター」（オレンジリング）の講義を受講。認知症についてさまざまな視点からわかりやすく教えていただきました。 子どもや孫の世代に当たる人がもっと認知症への理解を深め、高齢の家族に対して「安心してボケたらえんやで」と言える家庭を目指したいという講師の言葉が印象に残っています。そういう家庭が増えることが地域全体の高齢者を支えることにつながるのではないのでしょうか。 高校生や大学生、20～30代の若い世代にもこういう講演や研修の機会を積極的につくっていけたらと思います。任意参加では受講希望者は少ないと思われるので、学校の課外授業やPTA研修の一環としての取り組みなども考えられないでしょうか。	P30
	回答	認知症について学齢期から学ぶことは非常に重要であり、学校教育においても積極的に取り入れることとされています。本市においても、教育委員会とも連携し小中学生、高校・大学生への認知症サポーター養成講座を開催していますが、若い世代への啓発については引き続き各種団体と連携しながら取り組んでいきます。	
10	意見	介護用品の支給については加古川市としては引き続き事業実施ということですが、「要介護4・5」「市・県民税非課税世帯」という条件についての変更（緩和）は検討されないのでしょうか。 現実問題として、要介護3でもおむつ必須の方はいます。また、所得により負担割合が定められますので、介護用品のレンタル利用料は家庭によって大きな負担になることがあります。さまざまな観点から吟味された保険料であり、負担割合であると理解はしますが、家族の実感としては多く保険料を納めているうえにサービス利用時の負担も大きくなってしまふなと感じます。	P37
	回答	国（厚生労働省）の地域支援事業に基づき当該事業を行っており、国から交付される補助金の基準に準じて、対象者の介護認定や所得要件等を定めているところです。 国における当該事業については、令和8年度（令和9年3月31日）をもって終了する見込みであるため、国の補助が終了後も継続する場合には、要件の緩和を含めて検討を行っていきます。	
11	意見	成年後見制度については、裁判所が関わることもありどうしても敷居が高い印象があります。これからこの制度を必要とする人々が増えていくことは目に見えていますので、加古川には支援センターという相談できる場があることがより周知されるよう望みます。 また、5/28の会議内で見た高齢者の現状からは「日常生活自立支援事業」の拡がりが必要かとも思いました。	P47
	回答	ご意見ありがとうございます。 成年後見支援センターと協力し、引き続き、認知度の向上に努めます。	
12	意見	ACPの認知度は向上している、しかし実際に家族や医療・介護関係者と話し合いを行った人は限定的と考えられる。 今後も、本人の意思決定支援や在宅療養・在宅看取りを推進しACP・終活支援の実践強化が必要と考える。地域包括支援センターや医療機関と連携したACP相談会の開催、エンディングノート活用支援、在宅看取り事例の紹介、家族向け勉強会の実施なども必要。訪問看護ではACPの用紙を配布しACPの必要性など説明してはいるが、契約で膨大な量の説明を聞かされどこまで理解しようとするか、お薬手帳に挟んでいただくよう説明し提出はしてもらっていないため、どこまで書いて下さっているかは不明である。病院の待ち時間は貼っているポスターなど端から端まで暇なので見ている自分がいる。例えば、病院や市役所などでも待合スペースや、電車内など掲示し、自然と目に入るような働きかけも効果はある程度期待できるかもしれない。	P7
	回答	ご意見のとおり、本人の意思決定支援や在宅療養・在宅看取りの推進に向けて、ACPの実践の強化や終活支援の充実が重要であると考えています。 本市においては、地域包括支援センターと連携した高齢者サロンや地域団体等での健康教育、社会福祉協議会の終活相談窓口におけるエンディングノートを活用した支援、市民公開講座等での在宅看取り事例の紹介に加え、人生会議カードの配布や薬局での設置・ポスター掲示など、多様な関係機関と連携しながら、ACPや在宅医療・看取りに関する普及啓発と理解促進に取り組んでいるところです。今後については、より多くの方の目に自然と触れる機会を増やす観点から、病院や市役所等の待合スペースへの掲示など、多様な場面での情報発信についても検討し、効果的な普及啓発につなげてまいります。	

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
	意見	いきいき体操やリハビリテーションへ自分で行ける人は良いが、骨折や関節痛など体に不具合を生じることにより1人では行けなかったり、行きにくかったり介助が必要となり、それがきっかけで外に出なくなり、介護度が上がっていく。同居家族がいても仕事をしていたり、連れ出してあげることが難しい。なかなか難しいかもしれないが通の場も様々に考えられ、これを活用するための移動手段、バスで巡回し送り迎えに行くなどデイサービスより安価なサービスも検討してはどうか。	
13	回答	現在、市町村運営有償運送など既存の移動支援の仕組みも整備されているところですが、本市においては移動手段が限られる地域もあり、地域の実情や利用ニーズによっては十分に対応しきれない場面もあると認識しています。 また、きめ細かな支援を行うためには、さまざまな主体による支援が必要だと考えます。住民同士の支えあいによる移動支援への補助など、移動サービスの充実に向けて引き続き実施・検討していきます。 また、移動支援のみならず、外出や通いの場への参加を支える仕組みとして、総合事業におけるサービスCなど、比較的軽度の方を対象とした通所型サービスについては、令和9年度からの導入を予定しており、円滑な実施に向けた準備を進めていく必要があると考えています。 また、介護予防においては、いきいき百歳体操に行くことや、外出することだけでなく、日常の家事などの活動を継続し、役割をもって自分らしく生活することも重要だと考えます。	P14. 15. 16
14	意見	高齢化が進むため、行政サービスだけでは限界がある。今後、ボランティアや生活支援サポーターの養成はもちろん、退職者の社会参加を図る仕組み、学生との連携も取り入れても良いかもしれない。かこサーチというものはとても考えられていて、自費サービスなどこれは情報を得るためにはありがたいシステムだとは思っている。かこサーチ自体を私も今回初めて知ったが周知する仕組みであったり、自費はやはり結構高額となり利用しにくい。もう少し安価で利用できる仕組みなどもあったら良いと思う。ただ、物価上昇の世の中では人に尽くす余裕は皆に無いため、多少財源を確保しお互いのために対価を設定することも必要かも知れない。 また、医療・介護連携の強化として、訪問看護、ケアマネ、地域包括、医師会、薬剤師、社会福祉協議会を巻き込む必要もある。	
	回答	訪問看護に関しては、地域とのつながりという意味でも、二市二町ステーション連絡会を活用していただき、在宅看護介護や看取りの支援などアドバイスや相談の機会を設けていただいたら参画させていただけたらと思います。	P 19
	意見	元気な高齢者が社会参加や生活支援の担い手となることで、介護予防にも繋がるため、ニーズとのマッチングが不可欠だと考えます。かこサーチについては、現在関係者向けの情報を掲載していますが、市民が自ら情報を取得できるように整備し、周知できるよう検討を進めています。	
	回答	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を構築していくためには、医療・介護・福祉が一体となった多職種・多機関の連携を強化していくことが重要であると認識しており、本市においても多職種研修等を実施し、連携強化に取り組んでいるところです。 訪問看護に関しては、研修・会議・事例検討などを通じた多職種の情報共有や意見交換の機会を活用し、二市二町訪問看護ステーション連絡会と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。	
15	意見	高齢者の働く意欲と地域ニーズを結び付ける仕組みづくりが重要。現状として、シルバー人材センターへの支援を継続、広報や会員募集を実施、ハローワークとの連携体制もあり、高齢者就労を支える基盤は維持されていると思う。課題としては、ハローワークでの就職件数が12件と改善傾向はあるが、まだまだ少ない。考えられる要因としては就労希望者の減少、健康上の理由、求人とのミスマッチ、就労条件が合わない、デジタル化への対応困難などもある。高齢者のニーズも変化しており、フルタイム就労、短時間勤務、ボランティア、地域活動、趣味活動など参加形態が多様化し「就職件数」だけでは実態を評価しにくい状況です。地域では、介護、見守り、子育て支援、農業、環境整備など人材不足が進んでいる。高齢者の経験や知識を地域課題の解決に活かす視点が必要。就労支援を強化し、就職件数増加を図り、就労継続率の把握を行い、高齢者向け求人開拓や企業への啓発もしていく必要がある。また、就労だけでなく、ボランティア活動、地域サロン運営、見守り活動、介護予防活動なども多様な社会参加の評価対象とし数値化していったらどうか。シルバー人材センターについては、今後はデジタル支援、家事支援、買い物支援、空き家管理、軽度生活支援など新たな需要も模索しながら対応していく。 また、介護予防と社会参加を結び付ける何か仕組みづくりも考えていけたら良いと思う。	
	回答	市では、加古川市雇用対策協定に基づき、兵庫労働局（ハローワーク加古川）と連携して、雇用環境の改善・向上に取り組んでいます。高齢者の就職支援の具体的な取り組みとして、共催で開催している高齢者対象の就職面接会のほか、ハローワーク加古川では、高齢者を対象とした「生涯現役支援窓口」を活用した情報提供やセミナー等、就職を希望する高齢者の支援を行っています。 シルバー人材センターにおいては、主要事業である植木剪定や除草等の従来の事業に加え、会員の創意工夫による新規事業の創出、市からの受託による「産後家事ヘルプ事業」等、地域に密着した取り組みも進めています。 今後も、新たな需要の動向に注視しつつ、就労・社会参加を希望する高齢者が、希望する職種や環境で活躍できるよう、取り組みを進めてまいります。 なお、意見文中『ハローワークでの就職件数が12件～』については、生活福祉課が実施している生活保護受給者を対象とした無料職業紹介事業の目標件数（ハローワーク加古川と連携した生活保護受給者等の就職件数目標値）となります。 また、地域活動としては、「いきいき百歳体操」や「高齢者サロン」などの「通いの場」が、多くの地域で活動しており、介護予防活動として広く展開・定着しています。「通いの場」は、運動効果だけでなく、参加者同士の交流や見守り、孤立防止、地域とのつながりを持つきっかけとなり、地域社会への参加促進にも寄与していると考えます。	P12
16	意見	訪問看護では、利用者の家族に介護方法等を指導し、習得され在宅看取りを終えて自由になられる配偶者も多い。習得した知識、技術を私たちは評価しており、それを他の高齢者や介護者に共有できる機会や指導する場をお伝えできれば、やりがいや生きがいとしてグリーンケアにもつながると考える。 そのような場が、もしあるのであれば、訪問看護事業や訪問診療等とも連携し、情報提供し、高齢者の支え合いにつなげて行けたらと考える。	
	回答	ご意見のとおり、介護の過程で家族が習得した知識や技術は、地域にとっても貴重な経験であると考えられます。習得された知識、技術が専門的に発揮できるのであれば、介護現場などの事業所からの働きかけが有効であると考えます。また、本市においても専門職ではなくても介護などの生活支援に携わることを前提とした養成研修を行っており、実施いただく事業所の開拓もしているところです。また、その方の生きがいとして、地域でのボランティア等を担っていたるのであれば、その受け皿の整備についても、今以上に進めないといけないと考えています。	P27

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
	意見	こちらの計画は、介護サービス事業者に対する苦情に対する相談かもしれない、もちろん利用者の立場に立った養護する相談窓口も必要だとは思ふ。 ただ、現場において理不尽なカスタマーハラスメントはよく経験し、貴重な人材の存続を危ぶまれるような過度な要求は日常的に経験する。明らかに暴力やセクハラなどは、行政へ相談しやすいが、カスハラと言われる監視をしたり、細かい決め事をして求めミス許さない言動、機能低下に合わせた介護方法が受け入れられず過度に要求したり、被害妄想的な言動で追い詰めたりする人もいる。これらは現状我慢せざるを得ない、あるいはこれを理由に辞めるというスタッフもいる。ある程度、柔軟な理解を、サービスを受ける側にも理解をしていただき、お互いを思いやれるような関係を築けるよう、そういった講習も単独では受けに来る方がいないため、何かの講習会などの中でお伝えいただきたい。ただでさえ、介護事業の日々の業務は、肉体労働で精神的にダメージまで受ける最も辛くモチベーション低下につながる。	
17	回答	ご意見いただきました、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）対策につきましては、改正労働施策総合推進法において、令和8年10月1日からカスタマーハラスメント対策の義務化が施行されます。これにより事業主は、カスハラ防止のための以下の措置を必ず講じなければなりません。 ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ◆相談体制の整備 ◆事後の迅速かつ適切な対応 ◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置 ◆そのほか併せて講ずべき措置 ・相談者のプライバシー保護に必要な措置を講じ、労働者へ周知する。 ・相談したことを理由に不利益な取り扱いをされない旨を定め労働者に周知する。 また、本市においては、上記のカスハラ対策の強化について、事業所に対しメールや運営指導等で周知を図ってまいります。	P24
	意見	・高齢者の就労支援において、ハローワークと連携した生活保護受給者等の就職件数が目標値に対して少ない要因がわかる方がよいと思いました。（例えば、就労希望者が少ない。希望者はいらぬがマッチングが難しいなど） ・社協の相談においては、ハローワークに相談するも求人が無い、シルバー人材センターに相談するも希望者多数のため仕事が回ってこないという声をよく聞きます。シルバー人材センターを利用している人の目的は、「金銭を得るため」、「社会的な役割を求めて」など人それぞれだと思いますが、高齢者世帯の生活困窮者支援という観点では、就労先の確保が課題のような気がします。 ・現代において、働ける高齢者は働くようにという社会の状況であるように感じますが、働きたくても働ける場所がないということも、課題としては大きいように感じています。	
18	回答	・生活保護者等就労自立促進事業については、対象年齢を定めていない事業となっています。目標値に対して少ない要因については、就労支援希望者が少ないことや就労経験の少なさや自身の適性を理解しきれず申し込みを決意できないことなどが挙げられます。 ・市では、ハローワーク加古川と共催で高齢者対象の就職面接会を開催しているほか、ハローワークにおいては「生涯現役支援窓口」を活用した再就職支援等、就労を希望する高齢者への就労活動を支援するための情報提供や取り組みを行っております。 ・シルバー人材センターにおいては、随時、セミナー等で入会の案内や会員に対する就業相談を行い、会員のサポート体制を整えています。従来の事業に加え、会員の創意工夫による新規事業の創出、市からの受託による「産後家事ヘルプ事業」等、地域に密着した取り組みも進めています。 今後も、新たな需要の動向に注視しつつ、就労・社会参加を希望する高齢者が、希望する職種や環境で活躍できるよう、取り組みを進めてまいります。	P12
	意見	「住民主体」の言葉が繰り返し使われていますが、「住民主体」は住民に任せることでもなく、やらせることでもないと考えます。「放っておけない」「やってみたい」という思いから動くという、住民それぞれがその中にいるという当事者意識の醸成が必要だと考えます。	
19	回答	ご意見のとおり、住民主体＝住民任せとは考えていません。ただし、今後、自助と互助の力を、今以上に活用しなければ、増え続ける高齢者を支えることができないと考えています。そのようなことから、自分ごととして捉えていただき、活動していただくことを「住民主体」として、そのために行政も含めて、地域で考えていく施策の展開が必要だと感じています。	P15
	意見	・生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者支援のニーズと地域資源を把握するとともに、ニーズとサービスをマッチングする仕組みづくりを進めていくとありますが、多くのニーズは、地域包括支援センターに集約されることが予想されることから、地域包括支援センターとの連携についても、明記してある方がよいように思いました。 ・現行の日常生活圏域は、加古川市においては概ね中学校区とされていますが、よりきめ細かな上記の状況を把握する上では、日常生活圏域の考え方を見直し（例えば小学校区）が必要かと考えます。	
20	回答	生活支援コーディネーターによるニーズ把握及びネットワーク構築、地域資源の開発・マッチングにおいては、地域包括支援センターにおいても日常的に高齢者の相談支援を行っていることから、両者が連携しながら情報共有及び役割分担を行うことが重要であると認識しています。今後も、地域包括支援センターとの連携体制の強化を図っていくことが求められると考えています。 また、日常生活圏域の設定については、地域の実情に応じたきめ細かな把握の重要性は認識しているところですが、圏域を細分化することにより、地域によっては生活支援体制整備事業を担う人材や事業者等の地域資源が十分に確保できない可能性があり、かえって事業運営体制の確保が困難となることも想定されます。現時点では現行の枠組みを基本としつつ、その中で生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等の連携により、よりきめ細かな対応が可能となるよう取組を進めていくことが適当であると考えています。	P19

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
21	意見	(4) 安心して生活できる居住環境の整備 ④住まいの確保 『居住支援法人やセーフティネット～～～～居住支援の仕組みづくりに取り組んでいく。』という部分について、 ・仕組みづくりとは、どのようなイメージでしょうか（居住支援協議会は設置予定がないと過去に聞いたことがあるのですが）。 ・社協には、住まいに困っている人から、身寄りがいない、緊急連絡先がないというだけで、成年後見支援センターを紹介されたという相談が一定数あります。居住支援の仕組みづくりの中に、身寄りがいないまたは緊急連絡先のいない方の相談窓口としての、機能も必要のように思います。	P41
	回答	居住支援協議会の設置については、現在のところ予定がないのはご意見の通りです。その代替として、加古川市社会福祉協議会、地域福祉課、高齢者支援課、住宅部局、居住支援法人などが集まって話す機会がありました。仕組みづくりとは会の設立などではなく、抱える問題（状況）に応じて、適切に案内、支援ができるかということが大切だと思っています。そのような中、ご提案いただいている必要な機能等、考え方を整理し、施策に反映できるように、協議の場を継続していきます。	
22	意見	この項目に成年後見制度利用支援事業が入っているので、『E 事業実施及び目標達成状況』に市長申立の件数や、報酬助成の実績を記載してもよいように思います。	P34
	回答	今回の調査票から実績を記載するようにいたします。 なお、令和7年度における市長申立の件数は、障がい者が4件、高齢者が9件でした。 また、報酬助成の実績については、障がい者が10件で2,104,902円、高齢者が24件で4,548,576円です。	
23	意見	虐待防止も必要ですが、発生した際の対応や発生件数についての記載もある方がよいと思いました、過去比較も含めて。 ※他のところに記載があれば、申し訳ございません。	P46
	回答	今回の調査票から実績を記載するようにいたします。 なお、集計済みの直近3年間（令和4年度～令和6年度）の実績については、市への通報件数が、令和4年度から順に、115件、133件、110件となっており、そのうち虐待と認定された件数は、それぞれ38件、34件、38件となっています。※令和7年度実績は集計中です。	
24	意見	4-（4）安心して生活できる居住環境の整備について。セーフティーネット住宅について住宅部局と福祉部局との連携について記述があります。居住サポート住宅の指定等が始まっているかと思えます。こちらについて入居者の入居費用についての補助がありますが、市が認めないと国からの補助が出ないことになっていると思います。入居者の入居促進や経済面を考えるとご検討頂ければ幸いです。また他市では必要に応じて市街化調整区域の空き家について、その区域の概念をとり、市街化区域でしか建てることができない用途についても認めている例があると思います。セーフティーネット住宅は現在市街化区域でしか用途変更できないものと思います。空き家活用やセーフティーネット住宅という用途から考えて、市街化調整区域での活用についてもご検討いただければ、地域にとっては良いことになるのではないかと考えます。	P41
	回答	生活の基本の場所となる「住まい」の確保は高齢者に限らず、全世代に共通する重要な項目です。とりわけ、高齢者においては、身寄りがいない、認知症など住まいの更新時において契約を断られる事例などもあって伺っています。市として現段階での居住の確保については、生活保護をによる住居の確保、くらしサポート窓口での居住支援（団体への橋渡しなど）、養護老人ホームへの措置などを行っているところです。ご提案いただいている内容については、実施の有無について回答できる状況ではありませんが、住宅部局を始め、福祉部、社協、居住支援法人などと協議を行っていきたいと考えています。	
25	意見	5-（1）①介護や相談業務に携わる人の創出、育成について。ケアマネジャーの更新研修費用についてです。今後更新制は撤廃されるかとは思いますが、主任介護支援専門員の研修等は残っていくのではないかと考えられます。主任介護支援専門員の取得は居宅介護支援の管理者には必須の資格となっています。これら法定研修について、補助をしている市があります。兵庫県内では9市が補助をしています。高砂市も補助を出しています。加古川市にもその補助があり、私が知らないだけであれば申し訳ありません。またこの資格に対しての補助ということが、適切であるかどうか、賛否あると思います。しかし、他市が市内に居住もしくは市内の居宅介護支援事業所に勤務等のしはりは設けながらも、補助を出していることから、加古川ではその補助は受けられないが高砂市では受けられるとなると、では高砂市で勤務をしようかという人もでてくるのではないかと考えます。このあたりを踏まえて、加古川市でも補助をするかどうかをご検討いただければ幸いです。	P48
	回答	現在、県の補助金を活用しながら、「介護人材育成支援事業補助金」として、市内の介護事業所を運営する法人や勤務する個人に対して、介護現場で必要とされている各種研修受講料の補助をしています。補助事業の開始からこれまで、事業所からの要望などをより反映したものとするため、補助対象や研修科目の拡充を図ってきたところですが、主任介護支援専門員研修については、現在のところ県の補助メニューにないため、補助の対象科目には含まれていませんが、より効果のある人材確保策とするため、今後の制度設計の参考とさせていただきます。	
26	意見	県がR7に算定した介護職員需要の将来推計(※1)では、2040年に向け介護需要は増加する一方で、支え手の生産年齢人口は大きく減少する。そのような中、必要とする介護職員数は、2022年に9.6万人だったものが、2040年は11.2万人とプラス1.6万人必要となる。 このことから介護人材の確保策として、貴市が現在取り組んでいる助成事業に加え、小中高生への魅力発信・職場体験や外国人を含めた多様な人材の参入促進など、すそ野を広げた取組も推進していくべきと考える。 ※1 https://web.pref.hyogo.lg.jp/gikai/iinkai/index/jonin/iinkai/kenko/documents/02kekshiryoo070818.pdf（資料7頁）	P48
	回答	ご指摘のとおり、県においても「多様な人材の参入促進」「定着促進・キャリア支援」「働きやすい職場づくり」の三本柱でさまざまな施策を実施されており、本市の独自施策としては、多様な人材の参入促進のため、兵庫大学と協働で「介護講座」を開催しています。介護を行うにあたって必要な知識や技術等の研修を行い、介護人材のすそ野の拡大に向け取り組んでいます。また、「トライやる・ウィーク」にて、中学生の介護施設での就労体験を実施しており、今後も継続して介護事業所にも協力を依頼し実施していく予定です。 外国人人材については、市内の約3割の事業所が採用しており、今後も増えていくことが予測されるため、県と連携しながら人材確保及び定着支援に努めます。	

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
27	意見	「個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題」の例として掲げている、8050問題やヤングケアラーなどへの対応として、「地域包括支援センターの機能強化と、他の相談機関との連携強化を図る」とあるが、同課題は今後ますます増加していくものと考えことから、該当世帯の抽出と関係機関との情報共有、対応策の検討・実施など、高齢者の支え手についても支援していくべきと考える。	P27
	回答	ご指摘のとおり、8050問題やヤングケアラー等の複合的な生活課題については、今後さらに増加・複雑化していくことが想定されることから、早期把握及び適切な支援につなげる体制の強化が重要であると認識しています。本市においては、地域包括支援センターの機能強化と関係機関との連携強化により、個別の状況に応じた支援に取り組んでいます。また、いただいたご意見の趣旨については、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。	
28	意見	○認知症への理解を深めるための普及啓発 ・ 認知症の医療や介護サービスはかなり進んでいる。一方地域における認知症に対する誤解や偏見が残っており、新しい認知症観の啓発が必要。公開講座上映会の開催。 ・ 核家族化が進み、子供と高齢者が同居するケースが少ないため、認知症の問題を子供が学ぶ機会が少ない。中学生にも認知症を学ぶ機会を作る。（認知症サポーター養成講座）	P30
	回答	ご意見のとおり、認知症基本法が施行され「新しい認知症観」の普及に取り組むことが求められており、本市でもその一環として令和7年度の認知症イベント等で認知症ご本人から「できることがある」「やりたいことがある」と本人発信をしていただくなど、取組を強化しています。認知症サポーター養成講座についてはNo.9参照	
29	意見	○認知症の予防 ・ 従前は本人が健康に留意していなかったことが認知症発症の原因と言われ、本人のせいにしていただけても、そうではなく、健康寿命の延進の観点から予防策を進める方向に転換している。一般介護予防事業（いきいき百歳体操）に加えて、コグニケア事業（神戸大学が開発した認知症予防体操）が実証研究から生まれました。現在加古川市民病院で取り組まれているが、他地域においても実施計画する。	P31
	回答	コグニサイズも含めた認知症予防については、一般介護予防の「いきいき百歳体操」にコグニサイズの要素を取り込んだ「しゃきしゃき百歳体操」や認知症家族会が考案した指体操等を合わせて実施することを推奨しており、引き続き普及に取り組んでいます。	
30	意見	○医療、ケア、介護サービスの充実 ・ 早期発見が認知症ケアにはキーになると言われている。加古川市民病院において、脳ドックがあり、その受診を促進する。 ・ 人間ドックと同様に経費を助成する。 ・ 医療受診を躊躇する傾向が強いため、認知症外来のクリニックを広く周知する。 ・ 認知症教室の拡充。	P32
	回答	認知症については、早期に気づき、適切な相談や医療・介護サービスにつなげることが、本人や家族が住み慣れた地域で安心して生活をするために重要であると認識しています。現在、市内の認知症相談医や物忘れ外来等への案内はしていますが、さらなる取組については、検査費用等の助成に限らず様々な方法が考えられることから、より効果的な方法について他自治体の取組状況も踏まえながら検討していきます。また、MCIの啓発や認知症教室についても引き続き取り組んでいます。	
31	意見	○介護者への支援 認知症の人の支援は介護保険制度があるが、介護者への支援は、制度は整備されていない。介護者へのピアサポートとして、介護者の「つどい」が各地域包括センターや介護施設において、介護相談を実施する仕組みを作る。	P33
	回答	ご意見のとおり、認知症の人への支援については介護保険制度等により一定の仕組みが整備されている一方で、介護者への支援については重要な課題であると認識しています。本市においては、地域包括支援センターを中心に介護者のつどいや認知症カフェ等を実施しているところですが、介護者同士が気持ちや経験を共有できるピアサポートの取組も重要であると考えています。このため、関係機関や介護施設等との連携を図りながら、介護者支援の充実に向けた取組について検討を進めてまいりたいと思っています。	
32	意見	○認知症バリアフリーの推進、社会参加支援 認知症の人の社会参加がケアのポイントといわれるが、それぞれのケースで「合理的配慮」がなされることが必須である。 例えば、グランドゴルフに参加する場合で、本人ができることを分担してもらう	P34
	回答	ご意見のとおり、認知症の方の社会参加への支援は重要であり、チームオレンジにおいても認知症の方の参加のみならず、合理的配慮のもと、運営への参画等、役割を持ってもらえるよう取り組んでいます。	
33	意見	○若年性認知症の人への支援 発症者が少ない故、支援が後回しになる傾向にあるが、課題は高齢者に比べ、大きい。子供の養育支援、親の介護、本人の就労問題等と多くの分野にまたがるため、ワンストップサービスを提供できる体制整備が必須となる。 そのため、ハローワーク、年金事務所、事業所、教育委員会、学校等の理解・連携が必要となる。	P35
	回答	ご意見のとおり若年性認知症の課題は高齢者の認知症に比べ、多岐にわたっており、より多くの担当窓口の理解と連携が必要です。しかし多岐にわたる窓口をワンストップで対応することは難しく、相談の窓口である地域包括支援センター等の専門職が連携しながら、適切に各窓口へ繋ぐ役割を担っています。	

No		内容	第1回資料 4-2該当 ページ
34	意見	○介護者つどいの実施 地域包括支援センターによる介護者のつどいが実施されている。 毎日の介護の中でせめてもの救いがあるかないかで心の持ちようが違います。 「つどい」は介護者にとって力になります。とりわけ、男性介護者には必須だと考えます。	P36
	回答	地域包括支援センターにおいては、介護者のつどい等を実施し、介護者同士の交流や情報交換の場を設けることで、介護負担の軽減や精神的な支えにつながる取組を行っているところです。 ご指摘のとおり、介護者にとって同じ立場で思いを共有できる場は重要であり、特に男性介護者を含め、参加しやすい環境づくりの工夫も必要であると認識しています。 いただいたご意見の趣旨については、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。	
35	意見	○介護用品の支給、貸与 介護保険利用の介護用品の貸与と制度が異なるのでしょうか？この制度が周知されていないように思います。	P37
	回答	介護保険法における福祉用具貸与とは異なる制度となります。介護用品支給事業は、在宅生活を送る要介護4・5の高齢者を介護する家族(対象者及び介護者が同一世帯で、いずれも市民税非課税)を支援するため、月額8,000円を限度におむつ等の介護用品を現物支給するものです。	